

税制上の優遇措置

公益法人に対するご寄附は、所得税法及び法人税法等の規定により税制上の優遇措置を受けることができます。

○個人が寄附される場合

所得控除 か **税額控除** のいずれかを選択することができます。

(1) 所得控除(所得税法第78条)

下記の金額が年間の総所得金額から控除されます。(金額は総所得金額の40%が上限となります)

年間の寄附金合計額 - 2,000円 = 所得控除額

(2) 税額控除(租税特別措置法第41条の18の3)

下記の金額が年間の所得税額から控除されます。(金額は所得税額の25%が上限となります)

(年間の寄附金合計額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額

【参考】

1. 給与所得のみを有する方の所得税額計算の流れ



2. 税制上の優遇措置額(例: 課税総所得金額が600万円、寄附金額が20万円の場合)

【寄附をしなかった場合】

所得税: 772,500円(課税総所得金額(6,000,000円) × 20% - 427,500円(算出所得税額速算表による額))

【所得控除適用の場合】

所得税: 732,900円(39,600円の節税)

寄附金控除額: 200,000円 - 2,000円 = 198,000円

課税総所得金額: 寄附金控除前の課税総所得金額(6,000,000円) - 寄附金控除額(198,000円) = 5,802,000円

所得税: 課税総所得金額(5,802,000円) × 20% - 427,500円 = 732,900円

【税額控除適用の場合】

所得税: 693,300円(79,200円の節税)

寄附金控除額: (200,000円 - 2,000円) × 40% = 79,200円

※所得控除、税額控除いずれの節税メリットが大きいかは、寄附者の所得金額、所得控除額等により異なります。

国税庁ホームページに掲載の申告書作成ツールを活用しますと自動的に節税メリットの大きい方が選択されます。

○法人が寄附される場合

法人が行った甲南会に対する寄附は、**一般の寄附金の損金算入限度額**と別枠で、損金算入することができます。(法人税法施行令第77条の2)

$$\frac{\text{一般の寄附金の損金算入限度額}}{4} + \frac{\text{特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額}}{2} = \text{損金算入限度額}$$

(所得金額 × 2.5%) + (資本金等の額 × 0.25%) + (所得金額 × 6.25%) + (資本金等の額 × 0.375%)

※いずれの場合も、上記優遇措置を受けるには、所轄税務署にて確定申告が必要です。

申告の詳細につきましては、お近くの税務署にお問い合わせください。

相続財産のご寄附について(ご遺族の皆様へ)

相続財産(現金)を寄附された場合は、相続税の寄附金控除が適用できるため、寄附された金額全額を非課税として取り扱うことができます。

※相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告が必要です。

※相続財産の寄附は、法律や税制が複雑です。詳細につきましては、税理士などの専門家にご相談ください。



公益財団法人 甲南会

ご寄附のお願い



六甲アイランド甲南病院



甲南介護老人保健施設
甲南居宅介護支援事業所



甲南訪問看護ステーション

ご寄附のお願い

ひらおはちさぶろう

甲南会は、1934年に平生飢三郎氏の、「人類愛の精神に基づき、悩める病人のための病院たらん」を基本理念として創設された甲南病院をスタートとし、公的病院に代わる地域の基幹病院として神戸市東灘区の地域医療に尽力してまいりました。

その結果、2020年には本会のこれまでの地域貢献を兵庫県より高く評価され、「公益財団法人」に認定されました。これを契機として、本会は公益事業としての医療活動への参与を深化、発展させる使命を法人の目的とし、新たな一步を踏み出しました。

患者様の多種多様な病気への対応や、進歩する先進医療への取り組みを考える時、病院にとって最新機器の整備や医療・研究施設の拡充はもとより、医療人材の充実・育成・増員は最大の目標であり、医療インフラの総合的な強化が求められています。そのためには多額の資金が必要となり、財源の確保に苦慮しているのが実情であります。今後とも、甲南会は東灘区・神戸市・兵庫県の人々の生命と健康を守り、生活の質を向上させる地域の要になる中核施設として多方面の貢献をしていく所存です。

以上何卒お汲み取りくださり、一人でも多くの方々に当法人の活動についてご理解とご支援を賜りたく、ここにご寄附のお願いを申し上げる次第でございます。いただきましたご寄附は、患者様の立場に立った質の高い最新の医療を推進し、また、地域の人々の生命と健康を守る医療機関として発展していくための財源に充てさせていただきます。

本会が地域の人々にとって、患者様個々の病歴について熟知し安心して相談できる“かかりつけ病院”のような身近な存在になればと願っております。

公益財団法人甲南会 理事長
甲南医療センター 院長

具 英成



いただいた寄附金の使途

I 院内環境や患者サービスの充実

II 地域医療向上のため、最新機器の整備

III 次世代医療人材育成のため、教育事業の展開

ご寄附の流れ



寄附者様

- 別添の振込用紙に寄附金額・住所・氏名・電話番号を記入し、銀行の窓口よりお振り込みください。
- 三井住友銀行の窓口からお振り込みいただく場合は、手数料は不要です。



三井住友銀行

入金確認後甲南会より発送

- 寄附金領収書
- 税額控除に係る証明書(写)

※税制上の優遇措置を受けるための確定申告に必要となりますので大切に保管してください。
※振込者様の情報が確認でき次第の発送となるため、発送までにお時間がかかることをご了承ください。



公益財団法人
甲南会

入金

◇メール・お電話にて振込用紙の送付を受け付けています。
「住所・氏名・電話番号」を下記連絡先へご連絡ください。

芳名録・銘板

○芳名録への掲載

ご寄附いただいた皆様のご芳名と寄附金額をホームページ上の芳名録に掲載させていただきます。

芳名録のご確認はホームページをご覧ください。

<http://www.kohnan.or.jp/houmeiroku/>

○銘板の作成

個人

10万円以上

法人・団体

50万円以上

病院敷地内にて永く顕彰させていただきます。

※芳名録への掲載、銘板の作成を希望されない方は別紙払込取扱票の通信欄に印を付けるか、甲南会へご連絡ください。

公益財団法人 甲南会 事務局(総務部)

〒658-0064 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16
TEL:078-854-4072 / FAX:078-854-4143
mail:kohnan-donation@kohnan.or.jp